

入農第144号

令和5年11月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

入善町長 笹島 春人

市町村名 (市町村コード)	入善町 (16342)	
地域名 (地域内農業集落名)	飼山地区 ( 飼山新・田ノ又・荒又・長島・飼山西組・飼山東組・飼山中組・飼山上組・小杉下部・小杉上部 )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月7日 (第1回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区では、集積は進んでいるものの圃場が点在しているところも見受けられるため、担い手同士で話し合いながら分散するの農地の集約化に取り組み、効率的な耕作が可能となる仕組みを整える必要がある。また、将来的には基盤整備による農地の大区画化を検討してかなければならない。

後継者不足や従業員不足等の問題を解決できるよう担い手を確保・育成しつつも、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していくような仕組みを考える必要がある。

#### 【地域の基礎データ】

認定農業者 : 15人

主な作物 : 水稻・大豆

### (2) 地域における農業の将来の在り方

認定農業者等の担い手が水稻、大豆等を中心とした作付けを行い、集約化に取り組みつつ集積の増加を図る。また、野菜栽培の拡大及び6次産業化、複合化に取り組んでいく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	372.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	372.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0 ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

全ての農地を耕作することを基本とし、非農地、保全管理等の区分は行わない。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸し借りにおいて、段階的に農地中間管理機構を活用する方法に移行し、農業者の経営状況に応じて農地集積を図る。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

農地の大区画化等の基盤整備事業を検討する。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内の農業者で農地を管理することを基本とし、委託することにより効率化が期待できる作業に関しては委託することを検討し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】